

建築工事監督（委託監督）処理表 【R8.4.1版】

1	一般共通事項	11	タイル工事
2	仮設工事	12	木工事
3-1	土工事（根切り・埋め戻し）	13	屋根及びとい工事
3-2	土工事（山留め）	14	金属工事
4-1	地業工事（地盤改良）	15	左官工事
4-2	地業工事（既製コンクリート杭）	16	建具工事
4-3	地業工事（鋼杭）	17	カーテンウォール工事
4-4	地業工事（場所打ちコンクリート杭）	18	塗装工事
4-5	地業工事（砂利・捨てコン）	19	内装工事
5	鉄筋工事	20	ユニット・その他工事
6	型枠・コンクリート工事	21	排水工事
7	鉄骨工事	22	舗装工事
8	A L C・押出成形板・ブロック工事	23	植栽工事
9	防水工事	24	とりこわし工事
10	石工事	25	外壁改修工事

[建築工事監督（委託監督）処理表] の運用について

1 適用範囲及び運用

- この「建築工事監督（委託監督）処理表」（以下「処理表」とする）は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築工事標準仕様書」（以下「標仕」とする）を適用した工事で、北九州市都市整備局が監督する建築工事に適用する。
- この処理表は、監督員が複数現場を工事監督する重点監理の手法として整理している。ただし、工事規模や施工難易度、受注者への指導の必要性に応じて、この処理表によらない監督方法を採用してよい。

2 検査事項及び検査立会者

- 検査事項及び立会い者の原則については、処理表で次のとおり整理する。
 - ① 標仕において「監督職員の検査」と位置付けられているもの
 - ⇒「監督員＋工事担当係長（委託監督員を配置した場合は委託監督員）」が検査する。
 - ② 標仕において「監督員が指示する施工の検査」として建築工事担当課が各工種で設定したもの
 - ⇒「監督員（委託監督員を配置した場合は委託監督員）」又は「監督員＋工事担当係長（委託監督員を配置した場合は委託監督員）」が検査する。

3 検査方法・検査時期

- 検査方法及び検査時期の原則については、処理表で次のとおり整理する。
 - ① 検査時期：「施工初期（初回）」、「施工中（任意時期）」、「工程完了時」とする。
 - ② 検査方法：「全数（目視・計測）」、「任意抽出（目視・計測）」、「工事書類」とする。

4 本書の使用にあたって

■「監督範囲」欄については、次のとおりとする。

① 委託監督員を配置しない場合

⇒表中に○印の記載がある者が監督を行う。

② 委託監督員を配置する場合

⇒委託監督員は、下記の要領で監督員又は工事担当係長の代理として監理を行うことができる。

- ・委託監督員欄に△印の記載がある場合：委託監督員は、監督員の代理として監理を行うことができる。
- ・委託監督員欄に▲印の記載がある場合：監督員は、工事係長の代理として監理を行うことができる。

※委託監督員欄に●印の記載がある場合：委託監督員は、表中に○印の記載がある者とともに監理を行うこととする。

■「遠隔臨場」欄については、次のとおりとする。

- ・監督課と受注者で協議を行い、検査項目や使用機器、監督員の確認方法などを決定する。
- ・決定事項は、施工計画書に明記する。
- ・検査項目を決定する際は、「遠隔臨場」欄の○印を参考にして監督課と受注者で協議すること。

なお、「遠隔臨場」欄に○印の記載の無い検査等項目であっても、監督課と受注者の両方で遠隔臨場が可能であると判断すれば実施できる。